

- 9、藝妓置屋組合員より券番會計の監査を三名選ぶこと
- 10、毎年一回必ず藝妓慰安會を催す
- 11、藝妓檢定試験に際しては藝妓置屋員より二名立會させること

- 12、罷業に附帶する全實費は今日よりの券番口銭より支出すること

八、経過

五月九日午前三時伊田町の旅館に籠城するや等しく取締役に不満を持つ伊田町藝妓置屋並料理屋全員十三名も應援指導に努めたのである。

争議團代表三名は同日午前七時半後藤寺署伊田派出所を訪れ歎願書を提出し券番更生の爲取締方を要請すると共に協議を重ね同日午後八時要求書を作成し翌十日券番取締に提出した

置屋側も代表五名を選び藝妓と共に籠城し各料理屋の應援により益々結束を固めたる爲券番取締役は何等手の下し様なく苦境に立つたが同人と日頃親交ある長尾辰男は之を見兼ね調停に立つべく五月十日午前中争議團本部を訪れ白紙一任を懇請したるも拒絶せられたるにより更に所轄署に一任方を申出たる結果争議團側之を承認するに至つたのである。

かくて所轄署に在りては同日午後六時双方代表を招致し意見を質したる處双方共改めて署長に解決方一任したるを以て十一日午前十時第二回會見をなし近く總會を召集して歎願事項を織込みたる券番新規約を定め機構の改革並其の運用に於ては所轄署にて嚴重取締をなす事を述べたる處双方異議なく賛成し解決したのである。